



来年より拡大となる 雇用保険被保険者の範囲

平成28年3月29日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、雇用保険料率の変更や、介護休業給付の給付率の引上げが行われました。これらの他にもこの法律により、平成29年1月には、雇用保険の被保険者範囲の拡大、平成32年度からは雇用保険料の免除制度の廃止が決まっています。そこで、今後の変更点について確認しておきましょう。



1.雇用保険の被保険者の適用拡大

雇用保険は1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上雇用見込がある場合に被保険者となりますが、65歳以降に新たに入社した人については、この条件に関わらず被保険者にはならないとされています。ただし、65歳以前から適用事業所に引き続き被保険者として雇用されている場合には、高年齢継続被保険者として65歳以降も継続して被保険者として取扱われます。

これについて、平成29年1月1日からは65歳以降に新たに入社した人も、条件を満たせば雇用保険の被保険者となることになりました。

なお、平成29年1月1日時点で、入社時にすでに65歳以上であったために雇用保険の被保険者となっていない人も被保険者となり、平成29年3月31日までに手続きを行うこととされました。該当者がいないかを確認の上、手続きの準備を進めておきましょう。

2.65歳以上の人に対する給付

65歳以上の被保険者で一定の要件を満たして退職し、求職活動をする場合には、基本手当ではなく、被保険者であった期間に応じた

高年齢求職者給付金（一時金）が支給されることになっています。来年から新たに被保険者となる65歳以上の人についても、高年齢求職者給付金が支給されることとなります。

さらに、現在は支給対象外となっている介護休業給付や、教育訓練給付等についても支給対象となります。

3.平成32年度から始まる保険料徴収

現状、年度初日（4月1日）時点で満64歳以上の被保険者については、雇用保険料が被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されています。今回の被保険者の適用拡大にあわせ、この免除制度が廃止され、原則どおり保険料の徴収が行われることとなります。ただし、経過措置として平成31年度分までは現状の免除制度が継続されるため、実際には平成32年度から、年齢に関わらず全員が雇用保険料の徴収の対象となります。



被保険者の適用拡大に伴い必要となる届出等に関しては、今後詳細が決定され、案内が行われることになっています。また、高齢者を多く雇用している事業主にとっては、今後、保険料の負担が大きくなることから、高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入することが予定されています。これらの情報にも注目していきましょう。